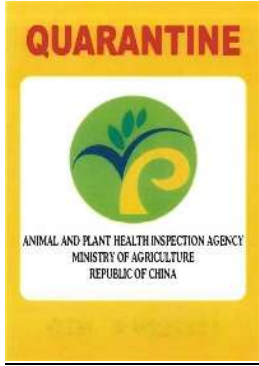


(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
7 表示 (1) 告示9の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のものにあっては次のアの様式に、仕向地が日本である旨のものにあっては次のイの（ア）から（ウ）までに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u> (削る。) (削る。) <u>ア 輸出植物検疫終了の表示</u>	7 表示 (1) 告示9の表示は、<u>それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に容易に、確認できる大きさで行われるものとする。</u> <u>輸出植物検疫終了の表示</u> <u>仕向地の表示</u> (新設)



イ 仕向地の表示

(ア) 日本

(イ) 日本向け

(ウ) To Japan

(2) (略)

(新設)

(2) (略)

附 則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。